

令和2年2月26日

教育委員会第2回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第2回定例会記録

◇開会年月日 令和2年2月26日(水曜日) 午後 5時00分開会

午後 6時10分閉会

◇開催の場所 本庁舎4階 庁議室

◇出席委員等 5名

教 育 長	境 直彦君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	今 井 多貴子君	委 員	遠 藤 俊 子 君
委 員	杉 山 昌 行 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	及 川 伸 一 君	事 務 局 次 長	佐 藤 由 美 君
事 務 局 次 長 (教 育 改 革 担 当)	稲 井 浩 樹 君	教 育 総 務 課 長	石 井 透 公 君
学 校 教 育 課 長	川 田 知 宏 君	学 校 安 全 推 進 課 長	佐 藤 勝 治 君
学 校 管 理 課 長	今 野 順 子 君	生 涯 学 習 課 長	安 倍 秀 一 君
複 合 文 化 施 設 開 設 準 備 室 長	千 葉 正 喜 君	体 育 振 興 課 長	石 川 儀 幸 君
桃 生 公 民 館 長	今 野 一 君	北 上 公 民 館 長	青 山 裕 一 郎 君
図 書 館 長	武 山 雄 子 君	副 参 事 (学 区 再 編 担 当)	遠 藤 敏 明 君

◇書 記

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	星 憲 君	教 育 総 務 課 課 幹	熱 海 照 郎 君
教 育 総 務 課 主 査	三 浦 麻 里 子 君		

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・令和元年台風第19号による災害に伴う被災児童生徒就学援助について
- ・石巻市総合運動公園の供用時間の変更について
- ・令和2年度学校給食費について

報告事項

報告第2号 専決処分の報告について

専決第1号 石巻市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(教育委員会の事務に係る部分)

専決第2号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例

専決第3号 石巻市桃生スポーツ施設条例の一部を改正する条例

専決第4号 令和2年度石巻市一般会計予算
(教育委員会の事務に係る部分)

報告第3号 専決処分の報告について

専決第5号 令和元年度石巻市一般会計補正予算(第7号)
(教育委員会の事務に係る部分)

審議事項

第3号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

その他

午後 5時00分開会

○教育長（境 直彦君） それでは、ただいまから令和2年第2回定例会を開会いたします。
本日の会議ですが、欠席委員はありません。

会議録署名委員の指名

○教育長（境 直彦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、杉山委員にお願いいたします。
よろしく申し上げます。

教育長報告

○教育長（境 直彦君） それでは、本日の案件に入ります。
本日の案件は、一般事務報告が4件、報告事項の専決処分の報告が5件、審議事項が1件及びその他となっております。
それでは、一般事務報告に入ります。
始めに、私から報告を申し上げます。
私からは、令和2年石巻市議会第1回定例会、学校関係について報告いたします。
始めに、令和2年石巻市議会第1回定例会は、13日に開会し、3月17日までの34日間の会期であります。施政方針、令和2年度当初予算、条例改正、2月補正予算等が審議されます。
なお、内容につきましては、この後担当から報告いたします。
次に、各小・中学校、高等学校、年度末を迎え、まとめる時期に入っております。入試関係では、高校入試の検査日が3月4日、追加試験が10日、合格発表が16日となっております。定員を下回っておりますので、二次募集実施の可能性がります。
また、新型コロナウイルス関係では、市の対策本部が設置され、対応を協議しているところ
であります。現在は、予防対策を進めているところです。
次に、人事異動関係では、臨時会で申し上げましたが、3月6日に内々示を、18日に内示と
なっております。新聞発表は25日の朝刊となります。
以上で報告を終わります。
御質問等ございましたらお願いします。

（「ないです」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

令和元年台風第19号による災害に伴う被災児童生徒就学援助について

○教育長（境 直彦君） それでは、なければ次に、令和元年台風第19号による災害に伴う被災児童生徒就学援助についての報告を教育総務課長からお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） 令和元年台風第19号による災害に伴う被災児童生徒就学援助について御説明を申し上げます。

表紙番号2、一般事務報告資料の1ページを御覧願います。

②の背景、目的についてであります。市立小・中学校の児童・生徒の就学援助につきましては、これまで経済的理由や東日本大震災により被災し、就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費等の援助を行い、就学機会の確保を図ってまいりました。今回、新たに台風第19号により被災し、経済的に困窮している児童・生徒の就学機会の確保を図るため、就学援助費の支給を行おうとするものでございます。

③につきましては後ほど御覧いただきまして、④の背景につきましては、本年1月6日に、県から、国の令和元年度補正予算の概算が閣議決定され、12月17日付け文科省通知におきまして、被災児童生徒就学支援事業（大規模災害）の対象となる事業に令和元年台風第19号が追加され、その所要額が計上されました。補助率は3分の2という通知がございました。また、1月21日付け県通知におきまして、事業実施予定の自治体については、被災児童生徒就学支援事業交付金（令和元年台風第19号分）の申請に係る事前準備を行うよう事務連絡があったものでございます。なお、記載はございませんが、国の補正予算は1月30日に成立し、県からは2月3日付けで事業実施計画書の提出依頼がございまして、翌4日に提出をしたところでございます。

⑤の主な内容についてでございますが、令和元年台風第19号により被災した児童・生徒の就学機会の確保を図るため、保護者に対し就学支援金を支給するものでございまして、支給基準といたしましては、被災により半壊以上の罹災判定を受け、かつ所得基準は東日本大震災による就学援助と同様、市町村民税所得割額21万1,200円以下、もしくは、被災により主たる家計維持者が死亡、失業等をして、世帯の収入が著しく減少した場合としております。なお、支給の対象期間といたしましては、令和元年台風第19号発生以降の支給分から令和2年3月までとするものでございます。

続きまして、2ページ、⑥の影響、効果についてであります、記載のとおりであり、見込額及び見込人数については、半壊以上の被害を受けた世帯で小・中学生のいる世帯を調べましたところ、小学生で10名、中学生で13名いることが判明いたしましたことから、申請主義ではございますが、小・中学生それぞれの支給見込額に上限の人数を乗じて117万2,976円を見込んでおり、今年度予算の範囲内で対応できる見通しとなっております。なお、今回の就学援助の財源については、県の被災児童生徒就学支援事業費補助金、補助率は3分の2でございます。

⑦の他自治体との比較につきましては、御覧のとおりでございます。

⑧の今後の予定につきましては、既に対応済みのももございますが、市ホームページ「台風19号に関する被災者支援情報」への掲載と、市内全小・中学校及び全保護者に対する周知を2月12日付けで行い、申請の受付を開始いたしました。あわせて、ラジオ石巻でも放送をしていただいておりますが、今のところ問合せ、申請ともない状況でございます。3月上旬に支給の決定通知、下旬には他の就学援助と同様、就学援助費の支給、それから県宛ての実績報告の提出となっております。

以上で説明を終わります。

○教育長（境 直彦君） ただいまの報告に対しまして御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

石巻市総合運動公園の供用時間の変更について

○教育長（境 直彦君） なければ次に、石巻市総合運動公園の供用時間の変更についての報告を体育振興課長からお願いいたします。

体育振興課長。

○体育振興課長（石川儀幸君） それでは、石巻市総合運動公園の供用時間の変更について御説明いたします。

表紙番号の2の3ページを御覧願います。

始めに、2の背景と目的であります、石巻市総合運動公園内の石巻市民球場等における12月から3月までの冬季の供用時間延長につきましては、12月定例会において試行を実施する旨、報告しておりましたが、実際に実施した結果、8割以上の高い頻度で利用されている状況にご

ございます。また、4月から11月までの夏季における運動公園自体の供用時間及び石巻トレーニングセンターを除く各施設の供用時間につきましても、午前5時からとなっておりますが、早朝の時間帯は非常に利用が少ない状況でございます。そのため、利用実績も十分あることから、冬季における夜間延長を正式に実施するとともに、夏季における早朝時間帯の供用時間の見直しを図るものでございます。

次に、3の根拠法令等と4の経過につきましては、御覧のとおりでございます。

次に、5の主な内容でございますが、表にありますように、冬季における市民球場等の供用時間を現行の午後6時から午後9時に変更するとともに、夏季における公園と石巻トレーニングセンターを除く各施設の供用開始時間を午前5時から午前7時に変更するものでございます。ただし、冬季における日曜日及び休日につきましては、夜間利用が少ないことから、午後6時までの供用とするものでございます。また、大会開催などで早朝の準備が必要な場合は、個別に対応する予定としております。

次に、6の影響、効果でございますが、冬季の夜間におけるスポーツ環境を提供することにより、年間を通じた定期利用が可能となるほか、早朝時間帯の見直しについては、午前7時前に定期利用している団体は、今現在テニスの1団体だけでございます。既に時間変更に対する内諾のほうは得ておりますので、利用者への影響はほとんどないと考えております。財政面としましては、夜間延長については、警備委託料や電気料の支出が60万円ほど増えますが、使用料として90万円ほどの収入が見込まれるほか、早朝時間変更につきましては、150万円ほどの警備委託料の削減が見込まれております。

次に、7の他自治体の例は、御覧のとおりでございます。

8の今後の予定でございますが、都市公園条例施行規則を改正し、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ただいまの報告に対して御質問等ございませんでしょうか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないですか。

（「はい」との声あり）

令和2年度学校給食費について

○教育長（境 直彦君） なければ次に、令和2年度学校給食費についての報告を学校管理課

長からお願いいたします。

学校管理課長。

○学校管理課長（今野順子君） それでは、学校管理課から、令和2年度学校給食費について御説明させていただきます。

令和2年度の学校給食費につきましては、令和2年2月7日付けで、石巻市学校給食センター運営委員会に現状維持としたい旨を諮問したところ、令和2年2月18日付けで答申を受け、据え置くことに決定したので報告するものでございます。

現行の学校給食費につきましては、平成26年度の消費税率改定の際に、1食当たりの単価を、小学校246円、中学校293円、幼稚園237円と改定いたしました。以来、食材費の値上がりにつきましては、食材の一括仕入れや献立の工夫をすることなどで対応してまいりましたが、定額の支出を要する主食、牛乳の価格が上昇しておりますことから、副食分に充てられる金額は年々縮小している状況にあります。このため、保護者から徴収する給食費だけでは副食分を賄うことが困難であり、市費で補っている状況となっておりますが、保護者の経済的負担を考慮し、給食費の単価につきましては、今まで据え置いてまいりました。

今後、献立内容の質の確保や児童・生徒の成長に必要な栄養価の維持を考えた場合、給食費の改定も必要になると認識いたしますが、昨年10月の消費税率改定においては、給食食材は軽減税率が適用されていることから、給食費の見直しにつきましては、食品の生産、物流等の影響を踏まえ、消費税率改定後の食品価格の動向を十分に見極めてから検討したいため、令和2年度の学校給食費につきましては現状維持とするものです。

備考のところですが、消費税増税の影響につきまして、昨年10月に消費税率が10%へ引き上げられる際、給食食材は軽減税率が適用されたため8%に据え置かれているが、食品の生産、加工、物流の関係から、いずれ給食食材にも影響が現れてくるものと思われまます。

現行単価に据え置くことへの今後の対応について、市費の負担分増加、実際に調理に要する1食当たりの材料代と保護者から徴収した給食費に乖離が生じることについて、今後、財政当局に説明をし、理解を得ていきます。栄養価の維持等、現在、鉄分やカルシウムなど通常の食品では取りにくい項目は、栄養強化食品を使用するなどして栄養の確保に努めておりますが、今後も給食の献立をなお一層工夫し、できる限り栄養価の充足、維持に努めてまいります。

今後の改定時期等について、消費税増税の影響について、今後の食品価格の動向を十分に見極めてからの対応としたいため、令和3年度に向け、適正な単価の改定に努めてまいります。

以上です。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの報告に対して御質問等はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

報告第 2 号 専決処分の報告について

専決第 1 号 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（教育委員会の事務に係る部分）

専決第 2 号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例

専決第 3 号 石巻市桃生スポーツ施設条例の一部を改正する条例

専決第 4 号 令和 2 年度石巻市一般会計予算

（教育委員会の事務に係る部分）

○教育長（境 直彦君） それでは、一般事務報告を終わりました、報告事項に入ります。

報告第 2 号 専決処分の報告についての専決第 1 号 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会の事務に係る部分）について教育総務課長から説明をお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） それでは、報告第 2 号 専決処分の報告についてのうち、専決第 1 号 石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会の事務に係る部分）について御報告申し上げます。

本報告につきましては、令和 2 年石巻市議会第 1 回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、2 月 6 日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので報告するものでございます。

本案は、現在規定されている委員の名称の修正、規定不要となっている委員の報酬額の削除のほか、新たに設置する予定であります協議会の委員報酬を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明いたしますので、表紙番号 1 の 4 ページ、あわせて、

表紙番号3、条例等新旧対照表の1ページから2ページを御覧願います。なお、今回の説明につきましては、教育委員会と関係している改正内容について御説明をさせていただきます。

始めに、別表中、委員の名称を修正するため、学校給食センター運営審議委員会委員を学校給食センター運営委員会委員に改め、規定不要となっている委員の報酬額を削除するため、石巻文化センター運営委員会委員及び石巻市生涯学習推進委員会委員を削り、令和2年度から石巻市立小・中学校に順次設置する予定であります、石巻市学校運営協議会の委員の報酬額を年額5,000円とする規定を加えるものでございます。

次に、附則でございますが、本条例を公布の日から施行するものとし、別表に石巻市学校運営協議会委員の項を加える改正規定については、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんでしょうか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、報告第2号 専決処分報告についての専決第2号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例についての報告を受けたいと思います。

学区再編担当副参事から説明をお願いします。

学区再編担当副参事。

○副参事（学区再編担当）（遠藤敏明君） それでは、報告第2号 専決処分報告についてのうち、専決第2号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和2年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月6日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

本条例につきましては、令和3年4月に統合を予定している石巻中学校及び門脇中学校について、令和3年3月31日をもって門脇中学校を廃止することから、条例の一部を改正するもの

であります。

それでは、改正内容につきまして御説明いたしますので、表紙番号1の5ページ、あわせて、表紙番号3、条例等新旧対照表の3ページを御覧願います。

始めに、本条例第4条につきましては、中学校の名称及び位置を定めておりますが、石巻市立門脇中学校の項を削るものであります。

次に、附則であります。本条例の施行期日を令和3年4月1日とするものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんでしょうか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） なければ、次に、報告第2号 専決処分の報告についての専決第3号 石巻市桃生スポーツ施設条例の一部を改正する条例についての報告を受けたいと思います。

桃生公民館長から説明をお願いします。

桃生公民館長。

○桃生公民館長（今野 一君） それでは、報告第2号 専決処分の報告についてのうち、専決第3号 石巻市桃生スポーツ施設条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和2年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月6日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので報告するものでございます。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、表紙番号1の6ページ、あわせて、表紙番号3、条例等新旧対照表の4ページを御覧願います。

今回の改正は、石巻市桃生高須賀地区児童プールの廃止に伴い、本条例の一部を改正するもので、第2条のスポーツ施設の名称及び位置を定めている表から、高須賀地区児童プールの項を削除するものであります。また、使用料を定めている別表の高須賀地区児童プールに係る備考5を削除するものでございます。

次に、附則であります。施行期日を令和2年4月1日とするものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんか。

(「ありません」との声あり)

○教育長(境 直彦君) よろしいですか。

(「はい」との声あり)

○教育長(境 直彦君) なければ、次に、報告第2号 専決処分の報告についての専決第4号 令和2年度石巻市一般会計予算(教育委員会の事務に係る部分)についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長(石井透公君) それでは、報告第2号 専決処分の報告についてのうち、専決第4号 令和2年度石巻市一般会計予算(教育委員会の事務に係る部分)について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和2年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月6日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、別冊1の2ページを御覧願います。

予算規模につきましては、令和2年度石巻市一般会計予算の総額が1,952億円、そのうち教育関係費は162億1,594万4,000円で、前年度と比較し、24億7,510万9,000円の減となっております。

それでは、歳出総括表から各項における前年度予算との比較について御説明を申し上げます。

まず、10款教育費、1項教育総務費は、前年度と比較し、2,560万3,000円の増となっておりますが、これは主に事務局費の増額によるものでございます。

次に、2項小学校費は、4億5,708万6,000円の減となっておりますが、これは主に小学校建設費及び東日本大震災関係費の減額によるものでございます。

次に、3項中学校費は、5億1,639万9,000円の減となっておりますが、これは主に中学校建設費及び東日本大震災関係費の減額によるものでございます。

次に、4項高等学校費は、2,996万5,000円の減となっておりますが、これは主に高等学校管理費の減額によるものでございます。

次に、5項幼稚園費は、3億4,751万9,000円の増となっておりますが、これは主に私立幼

稚園関連予算の増額によるものでございます。

次に、6項社会教育費は、1億8,500万9,000円の増となっておりますが、これは主に文化財保護費及び東日本大震災関係費の増額によるものでございます。

次に、7項保健体育費は、9,448万7,000円の減となっておりますが、これは主に保健体育総務費及び学校給食費の減額によるものでございます。

次に、11款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費は、28億2,585万3,000円の減となっておりますが、これは社会教育施設及び公立学校施設災害復旧費の減額によるものでございます。

次に、4項その他公共施設・公用施設災害復旧費は、8億9,055万円の増となっておりますが、これは雄勝地区体育施設災害復旧費の増額によるものでございます。

それでは、教育費予算の主な項目について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明申し上げますので、30ページを御覧願います。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の2、教育総務事務費に6,036万5,000円を計上しておりますが、これは学齢簿及び就学援助システムを導入する経費のほか、各種事務経費を措置したものでございます。

次に、33ページ、3、学校施設整備保全計画策定事業費に950万7,000円を、4、社会教育・体育施設適正配置及び長寿命化計画策定事業費に962万円を計上しておりますが、これらは各計画の策定に向けた2か年目の経費を措置したものでございます。

次に、3目教育指導奨励費の1、コミュニティ・スクール推進事業費に338万3,000円を計上しておりますが、これはコミュニティ・スクールの導入及び推進に要する経費を措置したものでございます。

次に、2、学力向上マネジメント支援事業費に500万円を計上しておりますが、これはPDCAサイクルに基づく事業改善を实践し、小・中学校の教員の指導力を向上させるための事業に要する経費を措置したものでございます。

次に、35ページの8、いじめ・生徒指導問題対策費に251万7,000円を、続きまして37ページの10、適用指導教室運営費に805万6,000円を、39ページの15、不登校児童生徒対策費に13万2,000円を計上しておりますが、これらはいじめや不登校問題等に対応するための経費を措置したものでございます。

次に、37ページにお戻り願います。11、特別支援教育事業費に1億3,140万3,000円を計上しておりますが、これは通常学級に在籍する個別支援が必要な児童・生徒に対し、特別支援教育支援員を配置するための経費を措置したものでございます。

次に、39ページの16、子どもの未来づくり事業費に458万3,000円を計上しておりますが、これは児童・生徒の学力の定着と向上を通して、未来を生きる力の育成を図ることを目的とし、必要な経費を措置したものでございます。

次に、17、学校安全推進費に67万9,000円を計上しておりますが、これは小・中学校に設置している緊急地震速報受信機の更新費用など、学校の安全体制の強化に要する経費を措置したものでございます。

次に、18、学校図書館担当配置事業費に2,321万6,000円を計上しておりますが、これは小・中学校の図書館の充実と利用促進を図るため、学校司書を配置する経費を措置したものでございます。

次に、40ページ、8目東日本大震災関係費の2、震災奨学金給付事業費に454万円を計上しておりますが、これは震災で両親を亡くした児童・生徒に対する奨学金を措置したものでございます。

次に、3、防災教育充実事業費に256万4,000円を計上しておりますが、これは震災の教訓を生かし、本市の実態に即した防災教育を実践するとともに、発達段階に応じた災害対応力の育成と、学校における防災教育の充実に取り組むため、事業に要する経費を措置したものでございます。

次に、43ページ、4、スクールカウンセラー配置事業費に44万2,000円を、5、ハイスクールカウンセラー配置事業費に188万2,000円を、6、スクールソーシャルワーカー配置事業費に1,422万円を、7、学び支援コーディネーター等配置事業費に799万7,000円を、8、震災心のサポート事業費に556万9,000円を、9、緊急スクールカウンセラー等派遣事業費に4,269万9,000円を、10、子どものサポートハウス事業費に968万4,000円を計上しておりますが、これらは児童・生徒を始め、教員や保護者、震災で子供を亡くされた遺族等に対して、カウンセリングや相談活動、学習支援などを実施するための経費を措置したものでございます。

次に、44ページ、2項小学校費の1目学校管理費の2、小学校管理費（教育総務課）に1億8,603万円を、48ページ、4目東日本大震災関係費の1、被災児童通学支援事業費に1,905万2,000円を、50ページ、3項中学校費の1目学校管理費の2、中学校管理費（教育総務課）に9,529万9,000円を、54ページ、4目東日本大震災関係費の1、被災生徒通学支援事業費に2,278万9,000円を計上しておりますが、これらは主に遠距離通学の児童・生徒や震災により通学困難な児童・生徒への通学支援等に係る経費を措置したものでございます。

次に、47ページにお戻り願います。8、小学校統合関係費に124万3,000円を、54ページ、

3項中学校費、1目学校管理費の8、中学校統合関係費に251万円を計上しておりますが、これらは旧大川小学校震災遺構の整備に合わせ、大川小学校閉校記念碑を設置する経費及び石巻中学校と門脇中学校の統合に要する経費を措置したものでございます。

次に、48ページにお戻り願います。2項小学校費、3目学校建設費に4億5,515万円を、54ページ、3項中学校費の3目学校建設費に3億3,395万円を計上しておりますが、これらは小・中学校施設の老朽化が進み、応急修繕やメンテナンスだけでは維持管理が困難であるため、改築等に要する経費を措置したものでございます。

次に、58ページ、4項高等学校費の1目学校管理費の7、魅力ある学校づくり事業費に385万9,000円を計上しておりますが、これは桜坂高等学校が掲げる品格教育、キャリア教育、学力保証の実践のため、講師派遣や学習支援等に要する経費を措置したものでございます。

次に、62ページ、5項幼稚園費の1目幼稚園費の7、私立幼稚園施設等利用支援事業費に4億2,037万5,000円を、9、私立幼稚園施設型給付事業費に7,819万4,000円を計上しておりますが、これらは幼児教育・保育の無償化に伴い、私立幼稚園に支給するための給付費等を措置したものでございます。

次に、64ページ、6項社会教育費、1目社会教育総務費の2、社会教育事務費に375万円を計上しておりますが、これは家庭教育支援事業の推進に要する経費ほか、各種事務経費を措置したものでございます。

次に67ページの8、家庭教育学級開設費に98万円を計上しておりますが、これは幼稚園・保育所、小・中学校において、PTA等と協力し、家庭教育に関する学習機会を提供するための経費を措置したものでございます。

次に、10、協働教育推進事業費に319万8,000円を計上しておりますが、これは地域社会と学校教育の協働による教育活動の実践に要する経費や、自然や文化を活用して地域の理解を深めるふるさと子どもカレッジの事業費を措置したものでございます。

次に、68ページ、2目文化財保護費の1、文化財保護管理費に9,193万5,000円を計上しておりますが、これは旧石巻ハリストス正教会教会堂を始めとする文化財保護に要する経費のほか、文化財説明板や文化財標柱の建て替えに係る委託料等を措置したものでございます。

次に、71ページの4、齋藤氏庭園整備事業費に370万円を計上しておりますが、これは修復工事完了後の保存活用計画策定に向けた2か年目の経費を措置したものでございます。

次に、3目公民館費の2、公民館活動費に485万8,000円を計上しておりますが、これは市民の学習要求に応じて生涯学習を推進するため、公民館の各種教養講座や文化活動事業等に要

する経費を措置したものでございます。

次に、72ページ、4目図書館費の2、図書館活動費に2,825万3,000円を計上しておりますが、これは魅力ある図書館、図書資料や情報の収集、提供に努め、図書館サービスの推進に要する経費を措置したものでございます。

次に、5目複合文化施設費の1、複合文化施設管理費に544万2,000円を計上しておりますが、これは令和2年度から新たに導入する指定管理料のほか、開館準備に必要な経費を措置したものでございます。

次に、78ページ、14目東日本大震災関係費の3、埋蔵文化財発掘調査事業費に5,728万8,000円を計上しておりますが、これは各種震災復興事業に伴う発掘調査に要する経費を措置したものでございます。

次に、4、被災ミュージアム再興事業費に787万9,000円を計上しておりますが、これは被災した石巻文化センター所蔵資料及び毛利コレクション資料の保管、整理等を行うとともに、雄勝硯伝統産業会館の資料を保管するための経費を措置したものでございます。

次に、81ページの6、複合文化施設整備事業費に37億499万円を、92ページ、11款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費、1目社会教育施設災害復旧費の2、複合文化施設災害復旧費に25億6,896万3,000円を計上しておりますが、これらは複合文化施設の本体建設工事費及び展示工事費等を措置したものでございます。

次に、82ページにお戻り願います。7項保健体育費、1目保健体育総務費の2、体育奨励費に2,006万3,000円を計上しておりますが、これはいしのまき復興マラソンの開催に要する経費のほか、スポーツ振興に係る各種経費を措置したものでございます。

次に、3、オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業費に30万円を計上しておりますが、これはオリンピック・パラリンピックへの関心を高め、スポーツの価値や効果の再認識を通じ、国際的な視野で世界の平和に貢献できる人材、志を持ち、復興を支える人材を育成することを目的に、事業の実施校に対し、必要な経費を措置したものでございます。

次に、84ページ、2目体育施設費の1、野球場管理費に1,069万6,000円を計上しておりますが、これは石巻野球場防球ネットの修繕費用のほか、各野球場の管理経費を措置したものでございます。

次に、86ページ、3目学校給食費の1、学校給食センター運営費に4億8,405万1,000円を、2、賄材料費に5億4,216万8,000円を計上しておりますが、これらは学校給食の運営に要する各種経費を措置したものでございます。

次に、88ページ、5目総合運動公園費に1億5,274万5,000円を計上しておりますが、これは令和2年度から新たに指定管理者制度を導入するため、必要な経費を措置したものでございます。

次に、92ページ、11款災害復旧費、3項文教施設災害復旧費、1目社会教育施設災害復旧費の1、雄勝公民館災害復旧費に6億3,920万円を計上しておりますが、これは雄勝総合支所と公民館の複合施設を高台に移転新築するための工事費を措置したものでございます。

次に、94ページ、1目その他公共施設災害復旧費に8億9,055万円を計上しておりますが、これは雄勝地区のスポーツ交流施設として、体育館、艇庫及び多目的グラウンドの建設工事費を措置したものでございます。

次に、継続費について御説明申し上げますので、96ページから99ページを御覧願います。

完了までに複数年度を要する複合文化施設整備事業のほか、3事業につきまして、継続費の総額と期間及び年割額等を設定するものでございます。詳細の説明は省略させていただきます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げますので、100ページから105ページを御覧願います。

就学ユニットシステム構築及び保守業務など、翌年度以降にわたる業務や借り上げ料等35件について、その期間及び限度額等を設定するものでございます。こちらも説明は省略をさせていただきます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

12款分担金及び負担金、1項負担金に566万5,000円を計上しておりますが、これは歳出に計上いたしました視聴覚センター運営費等に係る他市町からの負担金を措置したものでございます。

次に、6ページ、13款使用料及び手数料、1項使用料の8目教育使用料に6,508万8,000円を計上しておりますが、これは高等学校授業料のほか、各種施設使用料を措置したものでございます。

次に、10ページ、14款国庫支出金、1項国庫負担金に2,869万7,000円を、12ページ、2項国庫補助金に26億2,653万2,000円を計上しておりますが、これらは歳出に計上しました複合文化施設災害復旧事業のほか、スクールバス運行や幼稚園の無償化経費等に対する国庫支出金を措置したものでございます。

次に、14ページ、15款県支出金、1項県負担金に1,434万8,000円を、16ページ、2項県補助金に3億1,386万6,000円を、18ページ、3項県委託金に1億746万円を計上しておりますが、

これらは歳出に計上いたしました被災児童・生徒に対する就学支援事業や埋蔵文化財発掘調査事業等に対する県支出金を措置したものでございます。

次に、22ページ、18款繰入金、1項基金繰入金に17億2,218万2,000円を計上しておりますが、これは歳出に計上いたしました複合文化施設整備事業のほか、各種事業に充当する基金繰入金を措置したものでございます。

次に、28ページ、21款市債、1項市債、7目教育債に28億8,990万円を計上しておりますが、これは歳出に計上しました各種事業に充当するための地方債を措置したものでございます。

以上で、教育委員会の令和2年度石巻市一般会計予算に係る専決処分の説明を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして御質疑等はございませんか。

よろしいですか。

（「ちょっとだけいいですか」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 杉山委員。

○委員（杉山昌行君） 単純な質問なのですが、79ページ、被災ミュージアム再興事業費、これはどこに造っているのですか。

○教育長（境 直彦君） 造っていないです。

○委員（杉山昌行君） 被災ミュージアムという……

○教育長（境 直彦君） 事業の名前を付けて……

○委員（杉山昌行君） 所蔵していたものとか、毛利コレクション、どこで保管しているとか、そういうことを教えていただきたいのですが。

○教育長（境 直彦君） では、説明をお願いします。

複合文化施設開設準備室長。

○複合文化施設開設準備室長（千葉正喜君） 御説明をさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、旧湊第二小学校、あちらのほうで行っている事業となっております、そちらのほうに被災いたしました文化センター、それから市内にあります博物館、それらの施設の被災後の資料の一部を保管しております。

○委員（杉山昌行君） 見たりはできないのですよね。

○複合文化施設開設準備室長（千葉正喜君） その後につきましては、複合文化施設が完成いたしましたら、そこのほうに移設するものもございます。ただ、保管上、それほど湿度、温度等に影響を与えないものにつきましては、一部そのままそこの施設のほうでも管理をいたします。

今のところ、収蔵施設ということで、公開はしておりませんが、何か機会がございましたら。

○委員（杉山昌行君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（境 直彦君） 湊二小が完全に、そういう文化財、生涯学習関係の文化センターやいろいろなものの収蔵施設に改修していますので一般の人は入れないような状況に。

○委員（杉山昌行君） 分かりました。

○教育長（境 直彦君） そのほかはございませんか。

（「ありません」との声あり）

報告第3号 専決処分の報告について

専決第5号 令和元年度石巻市一般会計補正予算（第7号）

（教育委員会の事務に係る部分）

○教育長（境 直彦君） それでは、次にまいります。

報告第3号 専決処分の報告についての専決第5号 令和元年度石巻市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会の事務に係る部分）についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井透公君） それでは、報告第3号 専決処分の報告についての専決第5号 令和元年度石巻市一般会計補正予算（第7号）（教育委員会の事務に係る部分）について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和2年石巻市議会第1回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月18日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

今回の補正予算は、主に各種事業の執行状況等による整理、国庫補助金等の確定に伴う歳入予算の整理などを行ったものでございます。

それでは、御説明申し上げますので、別冊2の1ページから3ページを御覧願います。

歳入歳出予算の補正前の額から、歳入歳出それぞれ5億427万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億3,108万6,000円とするものでございます。

始めに、歳出から御説明申し上げますので、24ページを御覧願います。なお、執行残等で整理や国庫補助金等の確定などに伴う財源振替につきましては、説明は省略させていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の2、教育総務事務費で1,770万3,000円の減となっておりますが、これは主に就学ユニット構築・保守業務が令和2年度からの実施となったことにより、令和元年度の予算を減額するものでございます。

次に、28ページ、2項小学校費、4目東日本大震災関係費の1、被災児童通学支援事業費で203万1,000円の減、30ページ、3項中学校費、4目東日本大震災関係費の1、被災生徒通学支援事業費で433万9,000円の減となっておりますが、これらは主に仮設住宅から通学する児童・生徒がいなくなったことによる減額でございます。

次に、36ページ、6項社会教育費、2目文化財保護費で4,642万1,000円の減となっておりますが、文化財発掘調査の委託期間が令和2年度に変更になったことにより、令和元年度の予算を減額するものでございます。

次に、12目（仮称）市民文化ホール建設基金費に20万円を計上しておりますが、これは複合文化施設の建設のために寄せられた寄附金を同基金に積立てするものでございます。

次に、13目東日本大震災関係費の3、複合文化施設整備事業費で898万2,000円の減となっておりますが、これは主に当初委託する予定だった開館準備支援業務を直営で実施したことによる未執行額の減額でございます。

次に、38ページ、7項保健体育費、2目体育施設費で2,960万7,000円の減となっておりますが、これは桃生植立山公園の多目的広場設置工事が令和2年度の実施になったことにより、令和元年度の予算を減額するものでございます。

次に、継続費について御説明申し上げますので、40ページを御覧願います。

二俣小学校水泳プール改築事業の事業完了に伴い、総事業費が確定したことによる継続費の変更となっております。

次に、繰越明許費について御説明申し上げますので、42ページを御覧願います。

遊楽館改修事業ほか2事業につきましては、事業実施のスケジュール上、年度内に完了しないため、繰越明許費を設定するものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますが、事業費の決定に伴う補助金等の確定など、歳出予算と連動した整理につきましては、説明を省略させていただきますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、10ページにお戻り願います。15款県支出金、2項県補助金、9目教育費県補助金、4節幼稚園費補助金の2、子育てのための施設等利用給付交付金に2,489万8,000円を、3、地域子ども・子育て支援事業費補助金に379万8,000円を計上しておりますが、これらは幼児教育・保育の無償化に伴う国の臨時交付金として予算計上していた金額が、県補助金として交付されることが判明したため、予算を組み替えて増額措置をしたものでございます。

次に、14ページ、17款寄附金、1項寄附金に681万6,000円を計上しておりますが、これは学校教育に関する寄附金及び（仮称）市民文化ホールに関する寄附金を措置したものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑等はございませんでしょうか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 以上で報告事項を終わります。

第3号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

○教育長（境 直彦君） なければ次に、審議事項に入ります。

第3号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市図書館条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

北上公民館長から説明をお願いいたします。

北上公民館長。

○北上公民館長（青山裕一郎君） ただいま上程されました第3号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について御説明を申し上げます。

本議案は、石巻市北上公民館と石巻市図書館北上分館の供用開始に伴い、石巻市北上公民館条例の一部を改正する条例と石巻市図書館条例の一部を改正する条例が、令和元年石巻市議会第4回定例会において議決されたことにより、関係する規則を改正するものであります。

それでは、改正内容について御説明いたしますので、表紙番号1の12ページ、あわせて、表紙番号3、条例等新旧対照表の6ページ並びに7ページを御覧願います。

石巻市教育委員会の組織等に関する規則で、公民館の名称及び位置を規定している第24条第1項の表中、石巻市北上公民館の項及び第25条第1項の表中、石巻市図書館北上分館の項中、「北上町十三浜字月浜88番地2」を「北上町十三浜字小田93番地4」に改めるものです。

次に、石巻市図書館条例施行規則で、開館時間及び休館日を規定している第3条の別表中、石巻市図書館北上分館の項中、開館時間を「午前9時から午後5時まで。ただし、水曜日は午前9時から午後9時までとする。」を「午前10時から午後6時まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日は、午前10時から午後5時までとする。」に改め、休館日を週1日持って、「月曜日。ただし、休日に当たるときはその翌日」を追加するものがございます。

次に、附則であります。施行期日を令和2年4月13日とするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（境 直彦君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して御質疑はございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（境 直彦君） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、第3号議案 石巻市教育委員会の組織等に関する規則及び石巻市図書館条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） 異議がありませんので、第3号議案については原案のとおり可決いたします。

その他

○教育長（境 直彦君） それでは、審議事項を終了し、その他に入ります。

始めに、委員の皆様方から何かございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（境 直彦君） よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○教育長（境 直彦君） それでは、各課長方から何かございませんか。

学校教育課長。

○学校教育課長（川田知宏君） それでは、私から、教職員の懲戒処分案件につきまして、既に新聞等で報道されておりますので、この場で口頭で報告させていただきます。

本件につきましては、平成30年9月6日木曜日、午前10時頃、石巻市立中学校教職員が出張に向かう途中、河南町旭山ドライブインの前の丁字路で起こした事件に伴うものです。

丁字路から幹線道路に右折した教職員の乗用車と、右方向から直進してきた相手方の乗用車が衝突しました。相手方には運転者以外に1名の同乗者がおり、3名は救急車で石巻赤十字病院に搬送されました。診断の結果、教職員は打撲のみでしたが、相手方の運転者、そして同乗者については大きなけがを負いました。

この事故によりまして、教職員は、平成31年3月14日付けで、石巻簡易裁判所から過失運転致傷で略式命令が出されております。

そして、このたび、令和2年2月7日付けで、宮城県教育委員会より、停職1月の懲戒処分を受けたものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（境 直彦君） そのほかはございませんでしょうか。

○委員（杉山昌行君） 1ついいですか。

○教育長（境 直彦君） はい。

○委員（杉山昌行君） コロナウイルス関連の何か、全国でいろいろな動きがあるのですけれども、宮城県の場合、石巻は特に、入学式、卒業式などに関する何かはないのでしょうか。

○教育長（境 直彦君） 事務局次長。

○事務局次長（教育改革担当）（稲井浩樹君） 私のほうからは、新型コロナウイルス感染症の教育委員会の対応状況について御説明させていただきます。

教育委員会事務局では、新型コロナウイルス感染症対策について、国・県から発出される通知や健康部からの情報に基づきまして、本市の各学校、施設に対し周知徹底を図ってきており、今後も継続して予防対策を実施してまいります。

また、現在、石巻市新型コロナウイルス感染症対策本部において、庁内各部局における対応策について調査が行われており、教育委員会も局内の各課等において、必要となる取組等を取りまとめている段階であります。

あわせて、今後開催予定の市が主催するイベントの調査も行っております。

今後、これらの調査結果に基づき、対策本部で対応策を検討することになりますが、報道等で報じられておりますとおり、既に県外の自治体では、公立学校の児童・生徒や教員、スクー

ルバスの運転手などの感染が発生しておりますので、教育委員会としても、学校等での感染を想定し、児童・生徒の健康被害を最小限に抑えられるよう努めてまいりたいと考えております。

それから、ただいま杉山委員からございました、今後の卒業式等の行事についてなのですが、これは国とか県の通知等に基づきまして、今後、開催の判断等をしていくということになると考えております。

以上でございます。

○教育長（境 直彦君） 学校教育課長。

○学校教育課長（川田知宏君） 高校の卒業式が迫っておりますので、高校の対応についてお話しさせていただきます。

まず、実施するという方向で進んでおりますが、例年と違う点につきましては、在校生の1、2年生は出席せず、卒業生と保護者のみと、来賓も全部ではないですけれども、少なくお呼びするということになります。

また、在校生が出席しない分、送辞につきましては、あらかじめ録画したものをスクリーンに映して対応するということになります。

また、吹奏楽も式を盛り上げるところですが、吹奏楽も参加なしということで、さらに、保護者の座席等の間隔を空けるなど、また、アルコール消毒して入場する等をして実施したいと思っております。

○教育長（境 直彦君） そのほか、課長方からございませんか。

（発言する者なし）

○教育長（境 直彦君） ないようでしたら、次回の定例会等の日程について事務局からお願いいたします。

○事務局（星 憲君） 次回、3月の定例会につきましては、3月30日月曜日、午後3時30分から開催する予定としております。場所につきましては、市役所本庁舎4階庁議室で開催いたします。よろしくお願いいたします。

○教育長（境 直彦君） では、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 6時10分閉会

教 育 長 境 直 彦
署 名 委 員 杉 山 昌 行